実質的支配者情報一覧の写し再交付申出書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出年月日 | **令和 年 月 日** | 実質的支配者情報番号 | - - |
| 会社法人等番号 | **０７００－** | | |
| 商号 |  | | |
| 本店 | **群馬県** | | |
| 申出人の表示 | 住所  資格  氏名  連絡先　　　　－　　　－ | | |
| 代理人の表示 | 住所  氏名  連絡先　　　　－　　　－ | | |
| 必要な写しの通数・交付方法 | 通 （ 窓口で受取　　郵送 ）  **郵送の場合は，宛先（※２）を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。**  ※１　次の①又は②のいずれかに該当する場合には，窓口で受け取ることができます。  ①　申出書に記載されている申出をした株式会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出をした株式会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）が添付されている。  ②　申出書（委任による代理人によって申出をする場合にあっては，当該代理人の権限を証する書面）に申出をした株式会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている。  ※２　郵送の場合，※１の①又は②のいずれかに該当するときは，会社の本店，申出人（又は代理人）の表示欄にある住所のうち，希望する送付先に送付し，いずれにも該当しないときは，会社宛てに送付します。返信用封筒には，該当の送付先を記載してください。 | | |
| 利用目的 | 金融機関への提出　　その他（　　　　　　　　　　　） | | |
| 上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの再交付を申出します。  　申出の日から１か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。  （申出をした株式会社の本店所在地を管轄する登記所）　　　前橋地方法務局　　宛て | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受領 | 確認 | 交付 |
|  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 交付方法 | 窓口交付　　送付（本店　申出人の住所　代理人の住所） |